

第 1 0 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和4年10月11日(火)午後4時30分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 菅 沼 由 美
委 員 信 夫 恵 美 子
4. 事務局 教 育 長 與 田 敏 樹
教育総務課長 倍 楼 司
学校教育課長 柴 田 憲
学校給食センター長 福 永 崇 弘
生涯教育課長 竹 内 圭 介
スポーツ振興課長 高 橋 雅 貴
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔
教育総務課庶務係 大 竹 亮 司
5. 教育長の報告 報告第 1 号 教育行政動向報告(9月13日~10月11日分)について
報告第 2 号 七飯町教育委員会委員の任命に係る辞令交付について
6. 附議事件 議案第 3 3 号 七飯町教育委員会規則の押印の見直しに伴う関係規則の整備
に関する規則の制定に係る専決処理について
議案第 3 4 号 七飯町教育委員会訓令の押印の見直しに伴う関係訓令の整備
に関する訓令の制定に係る専決処理について
議案第 3 5 号 七飯町立学校用務員の勤務等に関する規程の廃止について
7. 閉 会 午後4時45分
8. 会議の大要 会議の大要は別紙のとおりである。
9. 署 名 教育長 與 田 敏 樹

委 員 山 川 俊 郎

調整者 三 浦 啓 輔

別紙

與田教育長

: それでは、令和4年第10回定例教育委員会議を開催させていただきます。本日の会議録署名委員につきましては山川委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次第3、教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告（9月13日から10月11日分）について、本日お渡しをした動向報告に基づいて御説明をいたします。

まず、先月13日この場所で第9回の定例教育委員会議を開催しております。同じ日に函館の榎本武揚を顕彰する会様より、に根津静江さんという方がお書きになった「榎本武揚の点描」12冊寄贈をいただき、各町立学校及び七飯高等学校、それと七飯町図書室に配置をさせていただきました。

17日と18日「2022トルナーレチャレンジカップU-12 supported by川崎フロンターレ大会」を開催しております。管外からの3チームを含む24チーム、347名が参加しております。優勝は函館のチームとなっております。

9月18日から10月9日まで、七飯町町民スポーツ大会が開催されました。詳細については、1ページから2ページに記載のとおりでございます。

9月20日、学校給食センター運営委員会をこの場所で開催しております。21日、定例校長会議を開催して7項目について情報提供をしております。同日、大沼の鈴木進様に学校給食の食材として、かぼちゃ600キログラムの寄贈を受けております。

26日、定例教頭主幹教諭会議を開催して、校長会同様の内容について情報提供を行っております。

29日、渡島管内公立小中学校教職員人事推進会議及び渡島管内市町教育長会議を開催しております。この人事推進会議をもって令和5年度の当初人事が動き出したということでございます。

30日、加屋本旬教育委員に対する辞令交付を町長より行っております。改めまして、またよろしくお願いいたします。

同日、七飯中学校学校祭がこの文化センターパイオニアホールで開催しております。同日、大中山中学校でも行われております。午前中は七飯中学校に参加をし、午後からは大中山中学校のほうに参加しました。

10月1日、大沼岳陽学校の学校祭が開催され、参加をしております。コロナ禍になって初めての制限のない学校祭が3校とも無事、執り行われ終了したということでございます。それから、岳陽学校の学校祭についても、10時までに文化センターに戻り、第27回あゆみの会朗読会が開催されましたので、それに参加をしております。

同日、令和4年度グリーンP・G杯秋のパークゴルフ大会が開催をしております。

10月3日、NTT西日本陸上競技部の陸上合宿が12日までの予定で実施しております。

5日、小学生ミニバレー教室が開催をしております。

6日、令和4年度第1回七飯町文化財保護審議会が開催されております。

10月7日、学校給食の食材として、健康で元気に活動できる食をあっせんする会様より、たまねぎ50キログラム、じゃがいも100キログラム、にんにく7キログラムの寄贈を受けています。

10月8日、2022川崎フロンターレ「あんたが大賞」について、町長が川崎フロンターレのホーム球場である等々力球場に行き、七飯町産の米2

00キログラムを、この日に川崎フロンターレが勝ちましたので観客の前で寄贈することができました。

以上までが前回の教育委員会議からの動向報告となっております。

御質問、意見等があれば賜りたいと思います。

加屋本委員 : 2点の学校給食の食材の寄贈がありますが、「健康で元気に活動できる食をあっせんする会」という組織があって、とてもありがたいことだなと思うのですけれども、これは七飯町内の農家幾つか集まって組織されたものなのでしょうか。

学校給食センター長 : 代表の方はグリーンオオモリの方で、その他数名で組織され、また来月、りんご100キログラムをまた寄贈したいということで話もいただいておりますので、まず第1回目として、たまねぎ50キログラムとじゃがいも100キログラムとにんにく7キログラムを寄贈いただいたわけです。

奥田教育長 : あとは、よろしいですか。

全員 : はい。

奥田教育長 : ありがとうございます。

報告第1号教育行政動向報告の9月13日から10月11日分につきましては、報告済とさせていただきます。

続きまして、報告第2号七飯町教育委員会委員の任命に係る辞令交付についてでございます。

教育総務課長 : 報告第2号でございます。七飯町教育委員会委員の任命に係る辞令交付についてでございます。令和4年10月1日付で七飯町教育委員会委員に下記の者が任命され、町長より辞令交付がされましたので御報告するものでございます。

今回、再任でございます。氏名については加屋本旬氏。住所、生年月日については記載のとおりでございます。任期については、令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間でございます。

以上、報告でございます。

奥田教育長 : これについては、ございませんね。

全員 : (なし)

奥田教育長 : ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、附議事件に入らせていただきます。

議案第33号七飯町教育委員会規則の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定に係る専決処理について、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長 : 議案第33号七飯町教育委員会規則の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定に係る専決処理について御説明申し上げます。

下記のとおり、七飯町教育委員会規則の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定を教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第2項の規定により専決処理いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料の資料1を御覧いただきたいと思っております。

七飯町教育委員会規則の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の概要でございます。

1、改正理由として七飯町教育委員会規則の押印の見直しに伴い、文言の整理及び押印欄の廃止等について内容の一部を改正する必要があることから、下記の規則について一部改正を行うものでございます。補足でございます。

総務省から、令和2年7月7日に発出された「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」により、町行政全体として条例規則等により、各種手続関係等において、押印を求める根拠がないもの、押印を

求める積極的意味合いが小さい、押印を求める合理的理由が認められない場合には、押印を求めないものとして見直しをするものでございます。

2、改正内容でございます。下に記載しています(1)七飯町教員住宅管理規則から次のページの(11)教育委員会公告式規則までの11の規則において定めてられている規則本文、各種申請書提出書類などの様式において、今回の見直しにより、今後押印が不要となる各種様式である「印」の表示を削除、また文言の整理として様式に元号の表示のあるものについては、元号を削除するものでございます。

3、施行期日でございます。この規則は公布の日から施行し、令和4年7月1日より適用するものでございます。この施行日につきましては、町全体の改正に及ぶところでございますので、関係条例の施行日が7月1日となっていることから、その7月1日に合わせるものでございます。

次に、次ページの七飯町民グラウンド設置条例施行規則の新旧対照表を御覧ください。今回改正の様式の押印の廃止、元号の削除ですが、第3条表中、施設名の項、トルナーレの附属施設の欄の管理棟の次に「クラブハウス」を追加するものでございます。

続きまして、次のページの教育委員会公告式規則新旧対照表を御覧ください。第2条第2項中、「前文及び教育委員会名を記入して、教育長が署名押印」とありますものを、「前文、教育委員会名及び教育長名を記入」に改めるものでございます。なお、今回の見直しにより11の規則において、56件の様式において改正が及ぶことから、各種様式の新旧対照表についてはお示ししておりませんので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

提案説明は、以上でございます。

與田教育長 : 提案説明を申し上げました。これについて、よろしゅうございますね。

全員 : はい。

與田教育長 : ありがとうございます。

続きまして、議案第34号七飯町教育委員会訓令の押印の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定に係る専決処理について、事務局より提案説明をお願いいたします。その前段に規則と訓令の違いも含めて御説明をいただければ分かりやすいと思います。

教務総務課長 : それでは、規則については何々規則ということで、そういう名称のものを規則と呼んでございます。

続きまして、訓令とありますのは、その規則の下にある、例えば規程だとか要綱だとかを含めまして、そういうものを訓令として取扱いをしているものでございます。ということで、説明をさせていただきます。

議案第34号七飯町教育委員会訓令の押印の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定に係る専決処理について御説明を申し上げます。

下記のとおり、七飯町教育委員会訓令の押印の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定を教育委員会職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第2項の規程により専決処理いたしましたので、同条第3項の規程によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料の資料2を御覧いただきたいと思います。訓令の概要でございます。

1、改正理由として七飯町教育委員会訓令の押印の見直しに伴い、文言の整理及び押印欄の廃止等について内容の一部を改正する必要があることから、下記の訓令について一部改正を行うものでございます。補足といたしましては、考え方としては先ほど説明いたしました規則と同様に押印の見直し、各種様式の元号を削除する改正ということでございます。

2、改正内容でございます。下に記載している(1)七飯町教育委員会表彰規程から、次のページの(14)七飯町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱までの14の訓令において、定めている関係様式において「印」の表示を削除、また文言の整理として元号である平成等の表示があるものについては、元号を削除するものでございます。さらに今回改正する訓令の文章中にある、「もつて、したがつて」などの促音の「つ」の表示が大きい「つ」となっているため小さな「っ」に改める等の文言整理を同時に行うものでございます。

3、施行期日でございます。この訓令は公布の日から施行し、令和4年7月1日より適用するものでございます。

簡単ではございますが、提案説明でございます。

與田教育長 : 以上で、議案第34号七飯町教育委員会訓令の押印の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定に係る専決処理について、提案説明を申し上げました。御質問、御意見等ございますか。

全員 : なし。

與田教育長 : よろしいですか。ありがとうございます。

では、議案第34号七飯町教育委員会訓令の押印に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定に係る専決処分について、御承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第35号七飯町立学校用務員の勤務等に関する規程の廃止について、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長 : 議案第35号町立学校用務員の勤務等に関する規程の廃止について、御説明申し上げます。

七飯町立学校用務員の勤務等に関する規程を廃止する訓令を次のように制定することについて、議決を求めるものでございます。それでは、議案関係資料の資料3を御覧ください。七飯町立学校用務員勤務等に関する規程の廃止に関する概要でございます。

1、制定理由、2、廃止内容において説明をしておりますが、併せて簡単に申し上げますが、昨年、令和3年7月から全ての学校において、用務員業務は完全民間委託化となったことから、この規程を廃止するというものでございます。

3、施行期日として、この訓令は公布の日から施行するものでございます。

簡単ではありますが、提案の説明は以上でございます。

與田教育長 : 議案第35号七飯町立学校用務員勤務等に関する規程の廃止について、提案説明を申し上げました。御質問、御意見等ございますか。

加屋本議員 : 業務に必要な用具等についても全部業者のほうで準備する形になるのですか。

與田教育長 : 教育総務課長。

教育総務課長 : 学校に置いてあります、例えば刈払機だとか除雪機なんかについては、町が購入して学校に備え付けてございますので、それを利用していただくということになってございます。その他の用務員が使用する被服などとかそういうものについては、会社のほうで負担していただきます。

山川委員 : この規程の廃止ということは、恒久的にこの先、後戻りしないということか。また世の中の情勢が変わったりすると再び町でというようなこともあり得るのか。

教育総務課長 : 今回、全ての学校において民間委託ということになったものですから、この訓令については、意味をなさない、使用しない訓令になりますので、この機会に廃止ということになりますけれども、今後の情勢におきまして、また町がそういう業務を直営によってやっていくということであれば、そのときに

改めてどういう業務をやっていただくかということを含めて、新たに訓令を作るというか、そういう動きになろうと思います。

與田教育長 : よろしいですか。あと、ございますか。

全員 : なし。

與田教育長 : では、議案第35号七飯町立学校用務員勤務等に関する規程の廃止については、議案のとおり御承認賜ったものといたします。以上をもちまして、令和4年第10回定例七飯町教育委員会議を終了いたします。お疲れ様でした。